

令和8・9年度(定期)

競争入札参加登録簿

(市内用)

南陽市建設課

○南陽市公共工事に係る入札参加者の格付け及び発注標準等に関する要綱

平成18年3月29日

告示第45号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に係る入札の公正かつ適正な執行を期するため、入札参加者の格付け及び発注標準等の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(格付け及び公表する建設工事の種類)

第2条 格付け及び発注標準等の公表は、次の建設工事について行うものとする。

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 舗装工事
- (4) 水道施設工事

(格付けの方法)

第3条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）及び南陽市財務規則（平成12年規則第8号）の規定により、建設工事入札参加登録申請書を提出した者について、建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値（以下「総合評定値」という。）により格付けを行うものとする。

2 本市の区域内に本店、支店又は営業所を有する者にあつては、総合評定値に別表第1に掲げる発注者別評価点を加算して得た値（以下「総合点数」という。）で行うものとする。

3 発注者別評価点は、必要に応じて見直しを行い、見直しの結果により、格付けを変更できるものとする。

(格付の基準)

第4条 格付けの基準は、別表第2に定めるところによるものとする。

(発注標準及び指名基準)

第5条 建設工事の発注標準及び指名基準は、別表第3に定めるとおりとする。

(格付け及び発注標準等の公表)

第6条 市長は、第3条及び前条の規定により入札参加者の格付け及び発注標準等を定めるときは、閲覧に供するものとする。

(閲覧の申請)

第7条 閲覧しようとする者は、閲覧者名簿に必要事項を記載しなければならない。

(閲覧の場所及び時間)

第8条 閲覧の場所は、建設課とする。

2 閲覧の時間は、執務時間内とする。

(格付けの有効期間)

第9条 格付けの有効期間は、次回の審査結果が適用されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項及びこれにより難い事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(南陽市公共工事に係る発注標準等の公表に関する要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 南陽市公共工事に係る発注標準等の公表に関する要綱(平成6年告示第50号)

(2) 南陽市公共工事に係る入札参加登録業者格付の公表に関する要綱(平成6年告示第51号)

附 則(平成19年3月23日告示第27号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日告示第37号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月28日告示第104号)

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則(平成22年3月30日告示第29号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日告示第30号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月8日告示第15号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月13日告示第133号）
この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日告示第45号）
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月24日告示第139号）
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月11日告示第14号）
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1

発注者別評価点

- 1 申請書が提出された日の属する前年度及び前々年度に南陽市建設工事等検査規程（平成20年訓令第4号）第2条第2項に規定する完成検査が終了した本市発注工事の同規程第8条第1項に規定する工事成績の評定による数値

工事成績の評定	数値
78点以上である工事1件につき	10点
75点以上78点未満である工事1件につき	5点

- 2 申請書が提出された年の1月末日までの2年間に指名停止を受けたことによる数値

指名停止の状況	数値
南陽市工事請負業者指名停止要綱（昭和63年告示第11号）第1条に規定する指名停止の期間（この期間に1月未満の端数があるときは、これを1月として切り上げた期間）1月につき	10点

- 3 子育て支援として育児休業制度を規定していることによる数値

内容（申請書が提出された年の1月末日において、次の条件を満たしていること。）		数値
常時雇用労働者数が101人以上	次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）で義務付けされている「一般事業主行動計画」を策定し届出を行い、かつ、就業規則において育児休業制度を規定している。	5点
常時雇用労働者数が100人以下	次世代育成支援対策推進法で義務付けされている「一般事業主行動計画」を策定し届出を行い、又は、就業規則	5点

	において育児休業制度を規定している。	
--	--------------------	--

4 子育て支援として育児休業を取得していることによる数値

内容	数値
申請書が提出された年の1月末日までの2年間に、1月以上の育児休業を取得した職員（男女を問わない。）が、申請書が提出された年の1月末日において在籍している。	1人につき 5点

5 南陽市消防団への協力事業所としての数値

内容	数値
申請書が提出された年の1月末日において、南陽市消防団協力事業所の認定を受けている又は申請をしている。	5点

6 新規学卒者を雇用していることによる数値

内容	数値
申請書が提出された年の1月末日までの2年間に卒業した新規学卒者を採用し、申請書が提出された年の1月末日において常時雇用している。	1人につき 5点（上限 10点）

7 除雪組合に加入していることによる数値

内容	数値
申請書が提出された年の1月末日において、南陽市除雪組合に加入している。	5点

8 災害協定を締結していることによる数値

内容	数値
申請書が提出された年の1月末日において、南陽市と災害時における援助協定を締結している。（団体にあっては、申請書が提出された年の1月末日において、それに所属している。）	5点

9 協力雇用主として登録していることによる数値

内容	数値
申請書が提出された年の1月末日において、協力雇用主として保護観察所に登録している。	5点

10 ボランティア活動をしていることによる数値

内容	数値
申請書が提出された年の1月末日までの2年間に、企業として、南陽市内におけるボランティア活動を行った実績がある。ただし、評価とするボランティア活動は、	1回につき 5点（上限

ティア活動は、①清掃・美化 ②除草・剪定・間伐 ③植栽・植樹 ④除排雪 のいずれかとする。	10点)
--	------

別表第2

格付けの基準

	等級	A	B	C
土木一式工事	総合評定値又は 総合点数	800点以上	800点未満 50点以上	650点未満
建築一式工事	総合評定値又は 総合点数	750点以上	750点未満	
舗装工事	総合評定値又は 総合点数	750点以上	750点未満 600点以上	600点未満
水道施設工事	総合評定値又は 総合点数	650点以上	650点未満	

備考

- 1 営業開始後2年を経過しない者は、原則として最下等級に格付けするものとする。
- 2 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき、山形県知事
の設立認可を受けた建設業関係事業協同組合については、原則として構成員のうち
最高の評点者の格付けをもつて格付けするものとする。

別表第3

建設工事発注標準及び指名基準

第1 設計金額に対する入札参加指名格付けについて次表を基準とする。

土木一式工事	設計金額	2,500万円以上	2,500万円未満 500万円以上	500万円未満
	指名格付	A、B	A、B、C	B、C
建築一式工事	設計金額	5,000万円以上	5,000万円未満 1,000万円以上	1,000万円未満
	指名格付	A、B	A、B	A、B
舗装工事	設計金額	800万円以上	800万円未満	300万円未満

			300万円以上	
	指名格付	A、B	A、B、C	B、C
水道施設工事	設計金額	1,000万円以上	1,000万円未満	
	指名格付	A、B	A、B	

備考

1 工事施工にあたり専門的技術を要する工事で格付等級業者からの選定が困難な場合には、直近上位または直近下位に格付けされた業者から指名選定できるものとする。この場合、指名選定の範囲は次のとおりとする。

- (1) 過去の経歴からみて工事成績の優れているもの
- (2) 特殊な技術を要する工事の施工について、特に技術的適格性を有するもの
- (3) その他特に必要と認められる具体的事由のあるもの

2 災害の復旧など緊急に完成を要する場合等は、前項の規定にかかわらず選定できるものとする。

3 大規模工事に密接に関連のある小規模工事、又は大規模建築工事の施設について後年度において補修・部分改造を行う場合等で、当該大規模工事施工者に施工させることが有利と認められる場合には、格付け別選定基準を超えて選定することができる。

第2 協同組合・企業組合及び協業組合（以下「協同組合等」という。）又は共同企業体を選定した場合には、その当該団体の組合員又は構成員となつている業者を同時に選定してはならない。また、同一業者が加入している協同組合等及び共同企業体を同時に選定してはならないものとする。

受付 番号	事業所名	所在地 (登録)	建設 工事	格付け				測量 コンサル
				土木	建築	舗装	水道	
23	青木建築設計事務所	山形県南陽市宮内590番地の3						*
9	有限会社アカ工電工	山形県南陽市鍋田1892番地の8	*					
60	赤湯プロパン株式会社	山形県南陽市三間通6番地の2	*	C			B	
43	株式会社アスロ	山形県南陽市島貫167番地の6	*	C		B		
48	安達工業	山形県南陽市柵塚145番地	*	C		B	A	
4	株式会社阿部組	山形県南陽市宮内2599番地	*	B		B	A	
34	安部建設株式会社	山形県南陽市宮内599番地の2	*	A		A	A	
6	株式会社石川工務店	山形県南陽市長岡562番地の1	*	A	A	A	A	
15	株式会社イトウ	山形県南陽市元中山2231番地の1	*	A	A	A	A	
47	有限会社伊藤造園	山形県南陽市赤湯181番地の2	*					
39	井上建築設計事務所	山形県南陽市二色根107番地の5						*
32	尾形興業有限公司	山形県南陽市宮内4633番地の2	*	C				
65	株式会社沖田木材産業	山形県南陽市二色根472番地の4	*		B			
51	株式会社落合堂建設	山形県南陽市中落合635番地	*	B	B	B	B	
12	加藤組株式会社	山形県南陽市萩352番地	*	A	A	A	A	
50	有限会社加藤電気工事所	山形県南陽市柵塚1978番地	*					
54	金子建築設計事務所	山形県南陽市赤湯2218番地						*
5	株式会社狩野設備工業	山形県南陽市宮内4552番地の1	*	B			A	
28	有限会社川井設備工業	山形県南陽市池黒字前田593番地の2	*	C			B	
31	神尾鉄工所	山形県南陽市赤湯1293番地	*					
2	有限会社菊地工業	山形県南陽市宮内899番地の2	*	B		B	A	
29	黒澤建築設計事務所	山形県南陽市宮内924番地の34						*
3	株式会社ケンコン	山形県米沢市徳町45番地						*
19	有限会社県南工コサービス	山形県南陽市鍋田1934番地の7	*	C				
36	有限会社晃大	山形県南陽市宮内4569番地の12	*					
1	株式会社光南設計	山形県南陽市宮内1177番地の9						*
44	小関設計	山形県南陽市郡山91番地の1						*
58	株式会社小林建設	山形県南陽市梨郷605番地の11	*	B				
42	齋藤建設株式会社	山形県南陽市萩生田957番地の8	*	B	B	B		
53	渋谷建設株式会社	山形県山形市東青田五丁目1番5号	*	A	A	A	A	
26	章和ホーム株式会社	山形県南陽市三間通5番地の23	*		A			
17	有限会社鈴木設備工業	山形県南陽市関根233番地の1	*	C			B	
38	株式会社スズデン 南陽営業所	山形県南陽市赤湯字新田前3297番地	*					
24	株式会社大建工業	山形県南陽市漆山661番地3	*	A		A	A	
25	合同会社大征	山形県南陽市宮内1279番地の1	*	C		C	B	
59	有限会社大地測量設計事務所	山形県南陽市法師柳298番地の2						*
56	株式会社ツインベース	山形県南陽市若狭郷屋916番地の3						*
45	株式会社つかさ興業	山形県南陽市赤湯2626番地の3	*	C		C	B	
41	東北電化工業株式会社 南陽営業所	山形県南陽市郡山1069番地の7	*					
40	有限会社戸田屋商店	山形県南陽市郡山1059番地の39	*	B			A	
11	長澤工業株式会社	山形県南陽市宮崎561番地	*	B		B		
21	南陽市上下水道工業協同組合	山形県南陽市若狭郷屋605番地の1	*	C		C	B	
57	南陽設計家協会設計共同企業体	山形県南陽市赤湯2218						*
64	株式会社南陽電設	山形県南陽市池黒1549番地の1	*					
13	株式会社西川インテリア	山形県南陽市赤湯2972番地3	*		B			
7	日本地下水開発株式会社	山形県山形市大字松原777番地	*	A			A	
8	日本地下水開発株式会社	山形県山形市大字松原777番地						*
37	林建設	山形県南陽市高梨1084番地の6	*	B				
55	聖建築設計事務所	山形県南陽市赤湯817番地						*
20	平林造園	山形県南陽市大橋2296番地	*	C				
62	廣谷建設株式会社	山形県南陽市池黒1158番地の3	*		B			
63	和興建設株式会社	山形県南陽市赤湯299番地の2	*		B			
27	双葉商事有限公司	山形県南陽市赤湯252番地の2	*					
52	堀川土建株式会社	山形県上山市矢来四丁目15番7号	*	A	A	A	A	
33	株式会社松田組	山形県南陽市三間通1248番地	*	A	A	A	A	
61	三浦建設工業株式会社	山形県南陽市宮内3187番地	*	A	A	A		
16	有限会社ミナモト	山形県南陽市元中山2231番地の1	*	C		C		
30	宮内建運株式会社	山形県南陽市宮内599番地の2	*	C				
49	明光技研株式会社	山形県南陽市西落合566番地の1						*
10	有限会社門間板金加工所	山形県南陽市池黒1444番地	*					
18	有限会社山口鉄工所	山形県南陽市宮内479番地	*					
22	有限会社大和設備工業	山形県南陽市関根408番地の1	*	C		B	A	
14	侑和建設株式会社	山形県南陽市蒲生田751番地の3	*	B		B		
46	株式会社冷凍技術工業所	山形県南陽市三間通383番地の1	*					
35	株式会社若松屋	山形県南陽市宮内351番地の1	*					